

## 事業完了実績報告書の提出について(R2 一次補正インバウンド(設備))

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業(設備の導入)が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日(機器が納品された日)から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

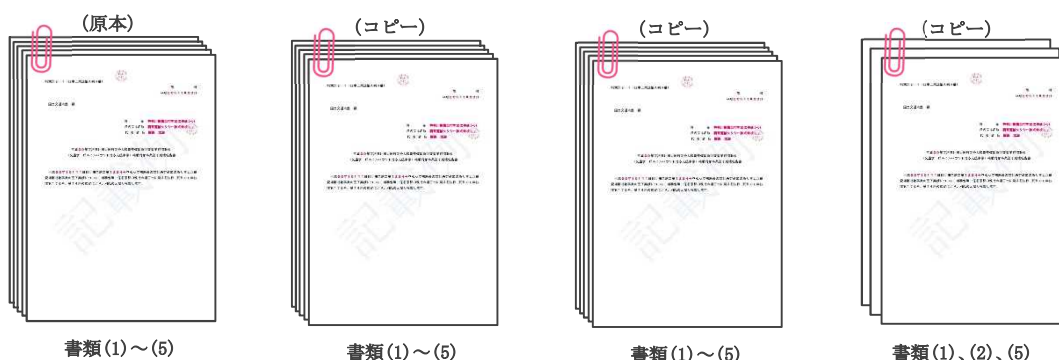
ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日: 11月1日 → 完了実績報告書の提出期限: 12月1日

例2) 補助対象事業の完了日: 3月20日 → 完了実績報告書の提出期限: 4月10日

### 【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部(原本1部、コピー3部)となります。  
(※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください)
- ◆ 提出書類はすべてA4片面とし、製本(糊付け・ホチキス止めを含む。)はせずにクリップ止めとしてください。



### 【完了実績報告書の提出書類】(記載方法は記載例をご確認ください)

- (1) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績報告書(様式第6-7)【要捺印】
- (2) 令和2年度:訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績表(様式第6-7別紙2)
- (3) 下記のとおり、対応状況を証する書面(請求書、領収書、写真、仕様書等)を添付。  
○ITシステムの高度化:
  - ・車内に設置した機器の写真
  - ・補助対象事業に係る請求書の写し、及び、補助対象経費の支払いを証する書面(領収証等)
  - ・機器の納品日のわかる書類(納品通知書等)
- (4) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価(一次評価)

- (5) 令和2年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-10）【要捨印】

※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。

- 提出期限を経過後に完了実績報告書を提出する場合
  - 提出が遅くなった理由を記載した「遅延理由書」
- 様式6-7別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
  - 差額が生じた理由を記載した「理由書」
- 提出期限内に完了実績報告書に「領収証等」を添付して提出できない場合
  - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「理由書」